

# 三重県高等学校等修学奨学金返還金未収金回収業務委託仕様書

## 1 業務名

三重県高等学校等修学奨学金返還金未収金回収業務委託

## 2 事業目的

三重県高等学校等修学奨学金返還金の未収金（以下「未収金」という。）は毎年度未収債権が発生し、その総額は5千万円以上を有していることから、奨学金制度の安定した運営のために、未収金の回収率を向上させ、財源確保につなげていくことが課題となっている。そのため、専門的な知識と経験を有する事業者へ回収業務を委託し、三重県高等学校等修学奨学金事業の安定化を図ることを目的とする。

## 3 三重県高等学校等修学奨学金について

三重県高等学校等修学奨学金（以下「修学奨学金」という。）は、経済的な理由により、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は高等専門学校における修学が困難な者に対し、修学奨学金を無利子で貸与し、教育の機会均等に資する制度である。

貸与された修学奨学金は、貸与終了後、半年間の据置期間を経過した日から、原則として12年以内に、月賦による分割で返還する。なお、一定の要件を満たす場合、返還金の合計額が120万円を超え185万円未満の者については15年以内、185万円以上の者については18年以内に返還することができる。

## 4 履行期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日まで

## 5 委託業務内容

### (1) 概要

委託する債権は、履行期間において委託者が指定するものとする。受託者は、指定された債権について回収業務を行い、月毎に委託者に報告するものとする。債権に特殊事情等が発生した場合は、委託者と受託者が協議のうえ対応を決定する。

### (2) 委託債権

三重県教育委員会が指定する者（主に累積滞納月数が6カ月以上となる者）

委託する債権規模（令和7年1月現在）

債権総数 97件

債権総額 18,812,695円

#### ※ 追加委託債権見込み

各年度とも、債権数約100件、債権額約1,000万円

（追加債権総数：約300件、追加債権総額：約3,000万円）

#### ※ 受託者と協議のうえ、新たに発生した滞納債権を追加委託することとする。

また、今後の回収状況により債権総額は増減する。

回収率実績 41.60%（令和3年度から令和5年度までの平均回収率）

- (3) 未収金回収業務（未収金の催告及び収納業務）
- ア 委託者が指定した債権の借主、連帯して債務を保証することを書面で保証した保護者、連帯保証人（以下「債務者」という。）に対し文書通知を行うこと。
  - イ 債務者に架電及び訪問を行い、指定された債権を適確に回収すること。
  - ウ 債務者から未収金を回収すること。
- (4) 未収業務に係る債務者に関する調査業務
- ア 債務者の住所等について委託時から異動のあった事項を的確に把握すること。
  - イ 必要に応じて、債務者の現況を把握すること。
- (5) 未収金回収業務に係る報告業務
- ア 毎月2開庁日目までに債権について次の書類を提出すること。
    - 委託債権回収にかかる月次業務報告書
    - 委託債権額の回収等異動状況一覧表
    - 現金出納計算書
    - 月次入金報告書
  - イ 委託者の請求に応じ、債権回収状況が把握できる書類等
- (6) 収納した未収金の払込業務
- 毎月5開庁日目までに回収した未収金を指定された口座に振り込むこと。
- (7) 委託業務について
- 委託にあたっては、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。）、同法施行規則、同法事務ガイドラインなど関係法令等を遵守するなかで、最大の効果があがる手法を要求する。
  - 回収を委託する債権は、令和7年4月1日現在において、委託者が指定した債権を対象とする。なお、受託者との協議のうえで、各年度に1回から数回程度、新たに発生した滞納債権を追加委託することを想定している。
  - 委託対象者については借受人である奨学生本人、書面で連帯保証を行った法定代理人及び連帯保証人を対象とする。
  - 提供する借受人等の情報は、住所・氏名・電話番号・償還状況等を書類及び電子データで提供する。

## 6 委託金額

未収金回収実績額に提案のあった成功報酬率を乗じた額とする。（消費税別途。）ただし、成功報酬率は、未収金回収実績額の25パーセント（消費税を含まない。）を上限とする。

## 7 特記事項等

- (1) 受託者は、債務者に対し、必要以上に返還を強要しないよう配慮すること。
- (2) 回収業務の遂行に当たり、個人情報の取扱いについては細心の注意を払い、法令等のほか、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (3) 受託者はこの業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報等を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知すること。

- (4) 委託者は必要があると認めるときは、受託者が業務執行に当たり個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。
- (5) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (6) 受託予定者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとし、
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (7) 受託予定者が（6）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 8 契約における留意事項について

- (1) 契約事項に、個人情報保護に関する条項が含まれる。
- (2) 回収した返還金は、毎月5開庁日目までに三重県へ納付する必要がある。
- (3) 回収した返還金に関する報告を委託者に対して行う必要がある。
- (4) 三重県の歳入収納事務を委託することになるので、そのことを三重県公報に告示する。
- (5) 業務の遂行に係る費用は、全て受託者の負担となる。
- (6) 受託者が回収する返還金については、債務者の希望の有無に関わらず、受託者名で領収書を発行する必要がある。
- (7) 委託料の積算にあたって、受託者が回収したとみなす返還金の定義については、協議のうえ決定する。
- (8) 受託者は、未収金回収業務における相手方との交渉記録を作成し、債務者毎に毎月回収した金額及び交渉記録を提出する必要がある。
- (9) 委託する債権規模の件数及び金額は、令和7年1月現在の債権規模であるため、契約時点では変動する可能性がある。
- (10) この契約による業務の遂行にあたり、サービサー法、同法施行規則、同法事務ガイドライン、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・法務省告示第1号）、三重県会計規則その他適用を受ける法律、規則及びガイドライン等を遵守すること。
- (11) 障がい理由とする差別の解消の推進  
委託業務を実施するにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

## 9 その他

この仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度担当職員と協議すること。

担当：三重県教育委員会事務局教育財務課

電話：059-224-2940